

令和4年度第1回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和4年5月25日(水) 14時00分から16時00分まで

2 場 所 さいたま市役所第二別館第2会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名
埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子
千葉大学名誉教授	考古・史跡	岡本 東三
目白大学講師	天然記念物	小茂田 美保
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純
元埼玉県立文書館司書主幹	古文書	原 由美子
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	山浦 麻紀
文化財保護課	課長	柴田 崇
文化財保護課	課長補佐	高橋 淳子
文化財保護課 文化財保護係	係長	磨田 顕寛
文化財保護課 埋蔵文化財係	課長補佐兼係長	澤柳 秀実
文化財保護課 史跡整備係	課長補佐兼係長	小松 寛典
文化財保護課 文化財保護係	主任	菊地 慶徳
文化財保護課 文化財保護係	主事	松浦 成美
文化財保護課 文化財保護係	主事	姫野 諒太郎

4 欠席者名

【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜

埼玉大学准教授	歴史資料	清水 亮
東方学院講師	保存修復	西山 多壽子
日本民俗学会評議員	無形・民俗	三田村 佳子
國學院大學教授	無形・民俗	茂木 栄

5 議 事

(1) 報告事項

第1号 令和4年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

(2) 諮問事項

第1号 市指定文化財の名称・種別変更について

史跡 浦和宿石橋と供養仏〔第24号(浦)〕

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 報告事項

第1号 令和4年度文化財保護及び保存事業の概要について

- ・資料1ページから4ページにて報告（新型コロナウイルス感染拡大防止のため事務局からの説明は省略）。
- ・事務局に対し以下のような意見等があった。

(笹森委員)

4指定文化財の普及啓発について、文化財保護年報とさくらそう通信が電子データのみとなっているが、冊子が出ていたのが、冊子が出なくなるということか。

さくらそう通信はホームページで現在も見られるが、今後は年報もホームページ上で公開されるのか。図書館等にも印刷物は配布されず、すべてが電子データ化ということか。

(事務局)

予算的な措置の事情もあるが、インターネットの活用も浸透している。今後に関しては、文化財保護年報及びさくらそう通信に関しては、電子データのみをホームページ上で公開

することを考えている。

なお文化財保護年報の令和3年度版は8月下旬公開予定としている。

(会長)

役所自体が、紙媒体が多すぎるという面がある。今後どのように管理していくかという問題になってくる。うまく移行できればというふうに思う。

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

- ・資料5ページから65ページに沿って、事務局より説明。
- ・事務局に対し以下のような意見等があった。

(会長)

これは結局いつ策定されるのか。

(事務局)

令和5年度に作り上げて、令和6年度に文化庁の認定をもらう予定。
令和3年度の3回目の協議会が終わったところである。

(会長)

さいたま市らしさとは何かということをどう求めたらいいのかという難しい問題。
ご意見あるか。

(内藤委員)

委員の名簿を見てもいわゆる文化財に関する委員がほとんどいない。なのに文化財保護課が、事務局を行っている。意見を言ってくださいといっても、この委員会でどういう形で反映されるのか。

それから保存活用というが、これは広い意味で言うと、保存活用だけれども、私が扱う有形の文化財に関しては、活用は重要だけど、保存も重要。この分野では、保存と活用は、相反する行為。

少なくとも有形文化財に関しては、そういうことも、この中ではある程度言っていかなければいけない。だけどその意見を言う委員が入っていない。

事務局が保護課であっても、その辺の繋がりがっているのはどうなっているのか全然わからない。

(会長)

これは前にもご意見があった。

文化財保護審議会は、文化財を保護し、活用し、継承するっていうのが役目である。その意見を事務局の方で吸い上げていくと言うが、文化庁はどういうふうを考えているか。各地域でこれを作る場合、当然それぞれ文化財保護審議会みたいなものがあると思うが。その関係というは説明があるか。

(事務局)

文化財保護審議会は意見聴取をしなさいというふうになっている。

(内藤委員)

その意見は誰が言っているのか。

(渡辺委員)

委員の名簿を見ていただくと、私の名前がある。ただ私の方も、この地域計画の協議会の方には1回しか出られていない。出席した会の後に文化財審議会がすぐあったのでそこで皆さんに、お話できれば一番よかったのだが文化財審議委員会の方には出られなかった。実はどこの市町村も文化財審議委員会とこの地域計画策定協議会の委員会が別々に動いていることに、ちょっと問題があると感じている。文化庁の指針からすると、どこかで意見聴取をしなさいというくらいのつなぎ渡しである。本来は一緒に行うべきもの。両方の委員会が合同で行うべきものだというふうに自分は考えている。どこの市町村もおそらく1人の誰かがつないでいるという形で、タイミングが悪いと話が繋がってこないということが起こる。なので、いきなり皆様がこの話を聞いてびっくりされたということがあると思う。この保存活用地域計画は未指定のものを入れるということなので、その未指定ものをどうやって集めるのだというふうな方向に話が行く傾向にある。今、内藤先生がおっしゃったように、保存と活用が相反するということがあったが、例えば別な自治体でも、博物館とか美術館の方は、保存をして、綺麗にそれを皆さんに社会教育としてお見せするっていうことを行っているけれども、触っての活用はできない。それはどうするかというのは常々、どこも議論になる。

(事務局)

文化庁の指針を読んで行ってしまったので、分かれてしまったが、計画を策定した市町村を見ると、中には、策定協議会を設けず、審議会の委員のみでという自治体もあるが、ほとんどの自治体は策定協議会と審議会を分けている。策定協議会で審議をして審議会で見聞聴取をするという進め方が多いように見受けている。

(事務局)

さいたま市は文化財保護審議会を持っていたが、持っていない市町村がまず文化財保護審議会を作るということがある。また文化庁の指針が協議会と審議会を別にというものであったためそのまま読んで、分けて行っているという経緯がある。

(渡辺委員)

次の地域計画策定協議会は、可能であれば合同で行った方が良くないか。1回はそういう機会があった方がいいと思う。

(内藤委員)

合同でといってもこちらも困る。我々も、いきなりこれを作られて、さあどうしようと言われても困る。今後どうなるかわからないが、とにかく、このスタートから非常に矛盾を抱えて動いているのではないかという気が個人的にする。

繰り返しになるが有形文化財に関して公開と保存っていうのは、まさに相反する。

これができ上がったら、今度はこれがあるから、公開しろ活用しろというふうな方向に行ってしまうのではないか。

(事務局)

協議会委員からも同様の意見が出ている。

活用ばかり話が行くので、保存することも重要なので保存のこともちゃんと書き加えるように言われている。

また、個人でお持ちのものであったり、有形文化財について、活用の段階でどこまで活用するか踏み込むかという細かいことまでは、最初の7年間の第1期実施計画の中では、書き込めないと思っている。

(会長)

策定協議会っていうのは、これができたら終わるわけですね。続くのか。

(事務局)

策定協議会は終わりますけれど、今度それを運用していく運用協議会を立ち上げなさいとなっている。

(内藤委員)

組織上やむを得ないのだろうが、何で事務局が文化財保護課なのか。

(事務局)

市町村によっては文化財でないところで行っているところもある。

(内藤委員)

事務局を各課から選りすぐって立ち上げてよいのではないか。

(事務局)

庁内の委員会の中には、幅広い部署に入ってもらっているが、どの部署が予算をとるかという話になってしまうので、どこかの課が主で動かないといけない。

(内藤委員)

我々外の人間は、なんで文化財保護課がやるのかと思ってしまう。

(渡辺委員)

自治体によって課の構成が違って、観光資源課が行ったりして、この流れの中、隣に文化財保護課があって連携しながらということも結構ある。

内藤委員がおっしゃるように、保護をして、収蔵しておくべきものと、例えば有形でもどんどん活用した方がいいものがあるわけで、それはやっぱり強弱をつけてリスト化していくというのが最終的なものだと思う。もっと身近にあるものを見つけ出して大切にしようという、流れではないだろうか。

さいたま市の場合は文化財保護課が行っているが市町村によっては観光資源課が行ったり、まちづくり課が行ったり、都市計画課が行ったりということがあろう。私もよくわかっていないところもあるので間違っていたら事務局で修正お願いしたい。

(会長)

渡辺委員は文化財保護審議委員としての役割を持ち込むという立場か、そうではなく一有識者としてということか。

(事務局)

両方兼ねている。

(内藤委員)

両方兼ねているということを、他の審議会委員が知っているか？

少なくともそういう場合は、ここで先生を推薦しますとか、会長に代表して出てもらいましょうという論議あって然りだと思う。先生個人的にということであれば、それは別に構わないが、ここの中のつというふうに考えると、他の我々は無視されているようだ。出るからには、順序が必要だったのではないかと思う。

(渡辺委員)

自分が審議委員を行っている甲府市もそうだが、誰か1人だけが繋いでいるところというのが多い。話が行き渡らないでいるところに、どんどんそれぞれが進んでいってしまう。

(会長)

合同でできればいいのですが、それは無理ですよね、事務的に。事情聴取をここに諮って、その内容を説明していただいているが、途中で説明をして、それに意見を言えといっても、どういう意見が反映されるのかというのが全くわからない。だからそれはそれで進めていただいたらいいのではないのでしょうか。この審議会ではこういう話を承ってるということ。それから、本来的にはそういう二重の、網をかぶせるようなやり方は本当にうまくいくのかどうかということについては、ちゃんと文化庁の方でも正して欲しい。

(波多野委員)

文化財は食いつぶしてはいけない、消耗品じゃないってことは、確認しとかなければいけない。活用とって例えば使い尽くして最後ゼロになってしまうというのは、文化財に対しては有り得ない発想と私は思っている。

ところが今、政治の上の方で活用を騒ぎ、文化財関係者はきちんと保存すべきと主張する。そのため、こういうのが作られて文化財保護課に相談すると活用できないんだよって怒鳴られる。

そうすると、市の文化財課を私たちがどう支えて、そして市長部局が何か強引な活用に走らないように、ブレーキかける役割かなという気がする。どう考えても危険である。活用しなければ愛される文化財にならないっていうところは、決して否定しないけれども、とにかく食いつぶしてはいけない。次世代にちゃんと引き継げる政策の中での活用であって、その前後関係という主従関係は変わらないと思う。それを文化財保護課が守れるか。守れなければ私たちは全員やめればいい。それぐらいのことと思っている。

(笹森委員)

宝探しとか、指定になってないいいものを探すっていうのはとてもよいとは思う。ただそれらを守るのは、現場にいた人間からするともっと大変なことだと思っている。例えば小さなほこらにちょっと掛かっている絵馬を紹介すると、とられてしまうとか耳にする。あるいは今まであんまり見向きもされていなかったけど、博物館で展示するといつて一生懸命雑巾で拭いてしまったり。あるいは人形屋さんに頼んで色を塗ったとか、そういうことがあり得る。

それに対して専門的な知識で、指導ということで、どういうふうに扱ったらいいのかとかを見せたり、共有しながら、文化財をいかに残しながら、生かす活用するっていう方へ持って

いかないと、なくなってしまうたり壊れたりするってことは、たくさん見てきたので、その辺についても、よく気をつけなくてはいけない。

(事務局)

皆さんおっしゃる通りだと思います。

なかなか地域計画策定協議会と文化財保護審議会と一緒にいうというのは現実問題難しいと思う。幸いさいたま市は、事務局が文化財保護課なので、情報の橋渡しではないですが、意見は通じるようになる。そのため、ご意見をいただいてそれをフィードバックするような形で、策定協議会に反映させるように、行っていけたらいいと考えているので、いろいろご協力いただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

(波多野委員)

大体総論を読んでそんなに間違っているなんてことはない。そこは納得できるようなことが書いてある。現実その中の言葉尻みたいなものって、実際の文化財を破壊することが進む危険がある。

だからこそその担当部課が、どれだけ危機感をもって仕事に臨むか。保存と活用が大切だって、誰も反対しない。ところがそのあと大切だって納得したじゃないかといわれかねない。そこはどうも意見をつなげれば通るといふほど安直な話ではない。

(渡辺委員)

笹森委員が言われたとおりで、見つけたたからものを、どう守るか、どう保護するかって言うのを、審議するのが審議会だと思う。これに絡んで一つあるとすると、見つけ出すための調査に力を入れましょうと。それは多分、文化庁が別途、補助してくれる。

文化財を見つけて出す。この調査をきちんとする。ということにまず力を入れ、それはこちらの委員会も大きく絡んでくる。それから見つけ出したものをいたずらに活用して波多野先生ご懸念のように使いつぶしてしまったりしないで、ずっと保護しながら、大切に守りとおすというのをやるのも、この審議会の役目。だから、入口と出口を押しえるというのが審議会の役目ではないかというふうには思っている。

(会長)

目指すべきものは一緒なので、危うさはあるけれども、それについては進めていただくのは、それでいいと思うけれども、ただ意見、さいたま市としての文化財がどうあるべきかというのをポンと出されても困る。意見を言ったのがどうやって積み重なっていくのか。ただ、事務局が聴取して向こうへ反映させると言ってもわからない。

冷たい言い方かもしれないが、こちらはこちらで、事務局は両方ちゃんと把握した上で行ってもらう。もうちょっと検討していただいて、具体的なことについて意見を求めるという

ことで。

(内藤委員)

文化財を見つけるっていうことに補助金が出るのか。

(事務局)

保存活用地域計画を作るのに補助金が出るということだ。

その中に、調査であったり、いろんな項目があり、調査、作成事業であったり、ワークショップなどという項目に対して補助金が出ると。

(内藤委員)

仏像の悉皆調査をやっていない大きなところは、旧浦和市と旧大宮市である。

熊谷市は今、何年か計画でやっているけども、私が関係している幾つかの市町村では、ほとんど悉皆調査は終わっている。肝心の旧浦和市と、旧大宮市が悉皆踏査していない。

(事務局)

そういったことを行ううえで、どこまでの調査がしてあるかというのを整理しなさいとされている。なので、まずどこに何が書いてあるかという本の悉皆調査が終わりました。そのあと現在行っているのが、建造物と仏像について、岩槻の報告書はこういう報告書があって、例えば一体一体仏像がありますというように、エクセル表で整理している。そうすることで岩槻は調査をしている、与野のも調査をしている、浦和はしてないってということがわかってくる。どこが何をしてないってということがわかってくるので、今後調査をしていくべきという対象になり、それを引き継いでいく方向になる。

計画を策定の段階で、この調査を行うと進めれば補助金が出るが、作るっていう3年間の中で、その調査に取り組めないとそれは出ない。この部分が足りなくて、ここを調査すると手を挙げれば出るが、さいたま市に合併して以来そういうことをしてこなかった。合併した段階で、3市が集まって、いいところを取ってやっていきましょうという状況ではなかったのだと思う。

全部いいところを拾ってくればよかったのだが、よかったものを捨てたところもあって、まず、こうやって守っていきましょうとか、こうやってしていきましょうっていう方針みたいなものが受け継がれていない。合併してこういう調査をこの市はしてきた、この市もこうしますという一覧表がない。

本になっているものはデータとして探せば出てくるが、本になっていないで各市町村が行った調査というのは、合併時にデータがあったものが、残っているので、一覧表にはしてはあがあるが、中までのことはまだわかっていない。そういうことを20年間何もしてこなかったということがあるので、そこをまず整理をして、どこが調査してあるのか、調査していない

いということがわからないことには、これからその保護にしろ、活用にしろ、何を対象してよいのかわからない。という状況であるので、ここで今、整理をしているところである。

例えば石造物でもそうだが、与野とか岩槻は市史に載っているけれども、浦和は載っていないとか、旧市の差が非常にあるので、その整理を行っている。

今まで、どうやって守っていくかと明文化したものがなかったので、これからについてどうやって守っていくか、活用と書いてあるが、本当に文化財をこれからどうやって守っていくのかという方針を作りたいとか明文化したいという思いは個人的には持っている。

逆に今まで守ってきた人たちが皆退職してしまっている。私は長く文化財に関わっているが、他の職員は、何年かごとに異動することが多い。それだと、思いも伝わらないし、守っていく方法もわからない。どうやってこれから、つないでいくんだ、どうやって守っていくんだ、どうやって引きついでいくんだっていうことを、書き残していく、またそういったことを残して、これからどうやってつなげていくかっていうのを、まとめていければなという思いは個人的にある。

(内藤委員)

例えば、個別調査やるとする。今度は、調査する後継者の問題もある。

仏像なんか誰が見たってすぐに、これ室町だ、鎌倉だ、〇〇造りだってわかるものではない。そうすると埼玉県内を見たら、それをわかる人間がどんどん減っていつている。

これが例えば民俗芸能であれば、地域の人を引き入れて、技を教えれば済むかもしれないけど、仏像などいわゆる専門性の強いものっていうのはね、明日はお悩みのとこに行ったらそれはできないわけ。

だから、今度予算がついて、さいたま市で仏像調査、悉皆調査やりましょうなんて言ったら、予算はあるが、今度は人間のほうが誰がやるのか。

(会長)

これは今ここでまとまるような話じゃない。

もうちょっとその策定協議会の方で、詰めていただかないとについては、こちらにポンと投げかけられても答えようないですよ。策定協議会は今後何回あるか。

(事務局)

地域計画策定会議は、まだ今年3回、来年3回を予定している。

(会長)

今日のところは、この会議では、それぐらいにしておく。具体的に煮詰まらなないと、意見の言いようがないと思う。

(2) 諮問事項

第1号 市指定文化財の名称・種別変更について

史跡 浦和宿石橋と供養仏〔第24号(浦)〕

- ・部長より諮問書を会長に提出
- ・資料67ページから68ページに沿って事務局より説明。
- ・事務局に対し以下のような意見等があった。

(会長)

改めて諮問いただいた名称の変更の問題と種別について、新名称として「与野川越道石橋並道普請供養塔」という名称にして種別は史跡のままにするという、ご意見を先生方から徴収した上で、こういう形になったが、ご意見あるか。

(重田委員)

以前史跡の方の先生からご説明があったことを踏まえ、歴史資料の担当3人で見て、いろいろ議論した。

事務局の方からは、種別も歴史資料に変えたらどうかというご意見もあったけれども、その前の史跡担当の方からの報告の中でも、完全には一致しないけれども、そのあたりで史跡ということでもいいのではないかとということもあったし、私たちも、発掘されて動いてしまったっていうのはもうしょうがないことですが、それよりも、与野と浦和を結ぶ大変重要な道が通っていた、そこのそばを通っていたっていうことが伝えられる。

歴史資料にしてしまうと、どこかに持っていてもいいじゃないのという話になってしまふから、やはりそのそばだということでも、史跡という形にさせていただけたらというのが私たちの一つの大きな意見である。それは史跡の先生方とも一致している。文化8年の浦和宿絵図からも、ほぼこの場所ということで推定もできるということなので、そういう意味では、大変貴重なものじゃないか。

ということで、引き続きそこで指定をしていただけたら、名称的には道という形で指定をして、それに対する、石橋供養塔という形で、名称が一定程度確立している名称で取ったらどうだろうかということで、提案させていただいた。ただ浦和宿ってのいうのは絶対にこれはまずいということで浦和宿は取ろうということで、浦和与野道、または、浦和川越道というような、別の名称で、指定を継続できたらというのが歴史資料3人の意見である。うまくまとめられたかどうかかわからないが、ご審議よろしくお願ひしたい。

(会長)

名称変更ということで、種別は史跡のままでよからうということになったが、ご意見あるか。つまりこれ、最初に戻ったということか。

(事務局)

はい。最初は、名称を変えるということで諮問をした。2回目は、種別変更と名称変更の両方で。今回、最後にもう一度ということ。

(会長)

史跡にした場合には、史跡の遺構としては、与野川越道ということですね。

(笹森委員)

下の敷地と供養塔を合わせて史跡とするということでよいか。

史跡担当の我々にとっても、書いてある銘文について歴史担当の先生に詳しく調べていただいて助かった。それで、これ以上調べるのはなかなか難しいかと思うので、答申されたら良いかなと私は思う。

(会長)

それでは、こういう形で落ち着いたわけで、全部議論つくしたと思うが、諮問案を了承していただいてもよろしいか。ではこの文面も生かしたまま答申ということにする。

これをもって審議を終了した。

以上